

こうち男女共同参画センター

(愛称 ソーレ)

指 定 管 理 者 募 集 要 項

平成28年9月

高知県 文化生活部 県民生活・男女共同参画課

目 次

I	指定管理者制度導入の目的	1
II	対象施設の概要	1
1	施設の名称等	1
2	センターの設置目的	1
3	センターの業務	2
III	指定管理者が行う管理の基準と業務の範囲等	2
1	指定管理者が行う管理の基準	2
2	指定管理者が行う業務の範囲	3
3	指定管理者の指定期間	3
4	業務に必要な経費等	3
5	関係法規の遵守	4
6	管理運営にあたっての基本的な考え方	4
7	管理運営にあたっての留意事項	5
IV	申請の手続	5
1	応募資格	5
2	提出書類	6
3	グループ応募による場合の書類	6
4	提出部数	7
5	留意事項	7
6	申請の手続き	7
V	指定管理者の審査及び選定	8
1	選定方法	8
2	無効又は失格	9
3	選定結果のお知らせ	9
VI	指定管理者の指定と協定の締結	9
1	指定管理者の指定と協定書の締結	9
2	協定の内容	9
3	管理に関する責任分担	10
VII	業務の継続が困難となった場合の措置	10
1	指定管理者の責に帰すべき事由による場合	10
2	当事者の責めに帰すべき事由によらない場合	10
VIII	その他	10
1	問い合わせ先及び各種書類の提出先	10

こうち男女共同参画センター（愛称ソーレ）指定管理者募集要項

I 指定管理者制度導入の目的

公の施設の管理運営は、従来、公共的団体等に委託先が限定されていましたが、平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、指定管理者制度が導入されました。

これは、多様化する県民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理について、民間の事業者が有するノウハウを活用することにより、県民サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

高知県では、平成18年度からこうち男女共同参画センター（愛称ソーレ）（以下「センター」という。）に指定管理者制度を導入しており、審査を経て指定した指定管理者が、代行業務を実施しています。

II 対象施設の概要

1 施設の名称等

(1) 名称

こうち男女共同参画センター（愛称ソーレ）

(2) 所在地

高知市旭町3丁目115番地

(3) 施設概要

ア 敷地面積	2, 267. 81㎡
イ 建築面積	1, 619. 08㎡
ウ 延床面積	4, 974. 09㎡
エ 構造等	鉄筋コンクリート造、南棟5階、北棟3階
オ 建築年	平成10年10月竣工
カ 施設内容	アトリウム、創作実習室、大会議室、研修室（3）、和室（2）、調理実習室、視聴覚室、レクリエーション室、駐車場（35台）他
キ 入所機関等	高知県消費生活センター、ひとり親家庭等就業・自立支援センター がん相談センター こうち、高知家の女性しごと応援室、環境の杜こうち
ク その他	災害時の地域住民の避難施設に指定されています。

2 センターの設置目的

センターは、多くの女性たちの熱心な活動のもとに高知県と高知市（以下「市」という。）が共同設置した施設であり、女性と男性が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動とともに参画する男女共同参画社会を実現するための活動の拠点となる総合的な施設として、センターを設置しています。

3 センターの業務

- ア 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供
- イ 男女共同参画の推進に関する調査研究
- ウ 男女共同参画の推進に対する県民の理解を深めるための広報及び啓発
- エ 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催
- オ 男女共同参画を推進する人材の育成
- カ 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談
- キ 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互交流の促進及び自主的活動への支援
- ク その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

III 指定管理者が行う管理の基準と業務の範囲等

1 指定管理者が行う管理の基準

詳細は、別添「こうち男女共同参画センター（愛称ソーレ）管理運営業務仕様書」を参照してください。

(1) 休館日

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、第 2 水曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）を休館日とします。

ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、あらかじめ知事の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日とすることができます。

(2) 利用時間

条例第 5 条の規定に基づき、土曜日、日曜日及び月曜日以外の日は午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日、日曜日及び月曜日は午前 9 時から午後 5 時までとします。

ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができます。

(3) 施設の利用

条例第 6 条の規定に基づき、センターの大会議室その他の施設をセンターの業務に支障のない範囲において、利用させることができます。

(4) 利用の制限及び入館の制限

条例第 6 条第 2 項の規定に該当するときは利用の制限を、こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第 14 条の規定に該当するときは入館の制限を行うことができます。

また、条例第 6 条第 2 項第 2 号の規定（暴力団の活動に利用されると認めるとき）に該当するときは、県の定める「指定管理者による公の施設の管理における暴力団排除措置要領」に基づき、県と協議の上、適正に事務を処理しなければなりません。

(5) 平等利用の確保

センターの管理運営にあたっては、利用者の平等な利用を確保してください。

(6) 利用料金

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項及び第 9 項の規定に基づく「利用料金制度」を採用しています。利用料金は、条例第 10 条の規定に基づき、指定管理者があ

らかじめ知事の承認を得て、額を定めることができます。

(7) 個人情報の保護

管理運営を通じて取得した個人情報を保護するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用してはなりません。

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 男女共同参画の推進に関する業務

- ア 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供
- イ 男女共同参画の推進に関する調査研究
- ウ 男女共同参画の推進に対する県民の理解を深めるための広報及び啓発
- エ 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催
- オ 男女共同参画を推進する人材の育成
- カ 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談
- キ 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互交流の促進及び自主的活動への支援
- ク センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(2) 施設の利用に関する業務

センターの利用の許可、利用料金の收受等の業務

(3) 施設の管理に関する業務

- ア 保守管理業務
- イ 環境維持管理業務
- ウ 喫茶コーナーの管理運営
- エ 自動販売機の設置

(4) その他の業務

- ア 事業計画書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 評価の実施
- エ 引継業務
- オ 危機管理への対応
- カ 県が行うモニタリングの実施への協力

3 指定管理者の指定期間

指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間を予定しています。

ただし、指定管理者の指定及び指定期間は、議会の議決を経て正式に決定されます。

なお、県は、指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、指定を取り消すことがあります。

4 業務に必要な経費等

- (1) センターに係るすべての費用は、利用料金収入、県からの管理代行料（委託料）及びその他の収入をもって充てるものとします。

- (2) 県が支払う管理代行料（委託料）の金額は、提出された事業計画書や収支予算書の内容を基に、年度毎にこれまでの実績や県・市の財政状況等を踏まえ指定管理者と協議のうえ、それぞれの予算の範囲内で決定します。
- (3) 平成29年度～平成33年度の管理代行料（委託料）として、下記の参考価格を算定しています。提出いただく収支予算書では、この金額（消費税額及び地方消費税額を含む）以内で提案してください。

（参考価格）

29年度 管理代行料 74,065千円、30年度 管理代行料 73,826千円、
31年度 管理代行料 73,826千円、32年度 管理代行料 74,065千円、
33年度 管理代行料 73,826千円 合計 369,608千円

- (4) 管理代行料の額や支払方法等は、県と指定管理者が協議のうえ、年度ごとに協定により定めるものとします。
- (5) 指定期間中は、年度ごとに利用料金収入及び管理代行料（委託料）並びにその他の収入の合計額から実際の代行業務の実施に要した費用を控除した額（以下「剰余金」という。）については、指定管理者がこれを利得することができるものとします。ただし、その剰余金の額が指定管理料の額、代行業務の実施状況に照らして過大であると認められる場合には、県と指定管理者との協議により、県に納付すべき額又はその他の用途に充てるべき額を定めることができるものとします。経費に不足が生じた場合は、指定管理者の負担となります。なお、管理に関する責任分担については、VIの3に記載しています。
- (6) 県及び市から職員を派遣する場合は、当該職員の給与の一部は県及び市から支給されますので、提案額から相当額を差引いた額が実際の管理代行料（委託料）となります。

5 関係法規の遵守

業務の遂行にあたり関連する法規がある場合は、それを遵守し施設の設置目的に沿った適正な管理運営を行うこととします。

特に、次に掲げる法令等には十分配慮してください。

- (1) こうち男女共同参画センター設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- (2) 地方自治法
- (3) 労働基準法
- (4) 高知県個人情報保護条例
- (5) 高知県情報公開条例
- (6) 男女共同参画社会基本法
- (7) 高知県男女共同参画社会づくり条例
- (8) 男女がともに輝く高知市男女共同参画条例
- (9) 高知県暴力団排除条例

6 管理運営にあたっての基本的な考え方

こうち男女共同参画センターについては、高知県知事（県民生活・男女共同参画課）及び高知市長（人権同和・男女共同参画課）との緊密な連携・協力のもとに、指定管理者制度のメリットを活かし施設の設置目的実現のための管理運営を行っていくことが求められています。

7 管理運営にあたっての留意事項

(1) 引継業務

指定管理者は、円滑かつ支障なく業務を継続させるため、指定管理者として指定された時には、指定期間開始前に現在の指定管理者から引継を受けるとともに、指定期間満了前に次期指定管理者に引継を行うものとします。

(2) 指定管理者の情報公開

高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第22条の規定に基づき、センターに係る情報の公開に努めるものとします。

(3) 県内雇用等に関すること

指定管理者が当該業務を行うために雇用する職員については、特別な理由がない限り県内居住者の雇用に努めるものとします。

また、業務の再委託や物品の調達等においては、県内事業者への発注に努めるものとします。

(4) 危機管理について

指定管理者は、施設利用者や周辺地域住民の安全に配慮した管理に努めるものとします。災害や事故があった場合の対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに県に報告しなければなりません。

(5) 課税に関すること

センターの管理運営に伴い、受託する法人には、法人事業税、法人市町村民税等の申告納税義務が生じます。

また、県が支払う管理代行料（委託料）は、原則、消費税及び地方消費税の課税対象となります。

(6) 業務の再委託

業務の範囲に掲げるすべての業務を一括して他の事業者へ委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、知事と協議のうえ、専門の業者等に委託することができるものとします。

なお、男女共同参画の推進に関する業務の一部の委託については、事業計画書に委託先を明示してください。

IV 申請の手続

1 応募資格

(1) センターの指定管理者に応募することができる者は、高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置き、指定期間中、安全かつ円滑にセンターを管理運営できる法人その他の団体、または複数の団体で構成されるグループ（以下「グループ」という。）であることとします。なお、グループの構成は、次のいずれかとします。

(ア) 県内事業者のみによるもの。

(イ) 県内事業者と県外事業者（高知県内に事業所、事務所等（以下、「事業所等」という。）を置く者に限る。なお、応募時点において事業所等を置いていない場合は、指定管理を開始する時点までに、事業所等を置く者に限る。）によるもの。

(2) 法人その他の団体の代表者等が、次の各号に該当しないこと。

また、協定締結までの期間に該当することになった場合は、指定管理者としての資格を喪失

したものとします。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 団体の役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる者

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者

エ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定を取り消された者

オ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている者

カ 法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者

キ 健康保険料等の社会保険料を滞納している者

ク 県から指名停止の措置を受けている者又は指名停止となる措置要件に該当している者

ケ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当する者

コ 役員に県議会議員、知事、副知事、委員会委員等が就任している者（委員会委員等にあつては、その職務がセンターの管理運営に関する者に限る。）

(3) グループ応募の留意事項

ア グループで応募する場合は、必ず代表者又は代表団体を決定してください。

イ 一つの団体又はグループが複数の応募を行うことはできません。

ウ 団体が複数のグループの構成員となり応募することはできません。

エ 単独で応募した団体は、グループによる応募の構成員となることはできません。

2 提出書類

次の書類を提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書（様式第 2 号）

(3) 代行業務に係る収支予算書（様式第 3 号）

(4) 申請者に関する書類

ア 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

イ 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し（いずれも、3 ヶ月以内に取得したもの）

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他団体の経営状況を明らかにする書類

エ 団体の概要（様式第 4 号）

オ 欠格条項等に該当しない旨の誓約書（様式第 5 号）

カ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの

キ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

3 グループ応募による場合の書類

(1) 申請手続き等に関する委任状（任意様式）

(2) グループの構成員ごとに前記（4）に関する書類

(3) グループ結成に関する協定書又はこれに準ずる書類（任意様式）

4 提出部数

提出部数は、正1部、副10部（片面A4縦複写、一部ごとクリップ留め）の11部とします。

5 留意事項

- (1) 応募書類は、日本工業規格のA4の大きさとし、ただし、証明書等やむを得ないものについては、その他の規格の使用を認めることとします。
- (2) 応募書類の内容は、労働基準法等関係法令を遵守してください。
- (3) 指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限ります。
- (4) 提出期間後の応募書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。
- (5) 提出された応募書類は、指定管理者の選定以外には原則として使用しません。
- (6) 提出された応募書類は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- (7) 県が必要と認める場合には、追加資料を求めることがあります。
- (8) 応募書類の提出にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。
- (9) グループで応募する場合、構成員の変更は認めません。
- (10) やむを得ない理由により、応募を辞退することが明らかになった場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。
- (11) 提出された応募書類は返却しません。
- (12) 提出された書類の著作権は、作成団体に帰属します。ただし、指定管理者の指定に関する公表等に必要な場合は、その提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- (13) 提出された応募書類は、高知県情報公開条例に基づき開示する場合があります。

6 申請の手続き

申請の手続き及び指定管理者候補選定スケジュールは次のとおりです。

(1) 申請書類の受付

次のとおり受付します。

- | | |
|--------|---|
| ア 受付期間 | 平成28年9月9日（金）から10月24日（月）
（土・日・祝日は除く。） |
| イ 受付時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで |
| ウ 方 法 | 高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課（県庁本庁舎5階）まで持参
又は書留郵便（締切日当日必着）にしてください。
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20
電話 088-823-9651 FAX 088-823-9879 |

※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

(2) 申請及び指定管理者候補者選定スケジュール

- | | |
|------------------|--------------------|
| ア 募集要項の配布 | 9月9日（金）～10月24日（月） |
| イ 募集要項等に関する質問の受付 | 9月9日（金）～10月17日（月） |
| ウ 質問に対する回答 | 9月9日（金）以降随時 |
| エ 現地説明会 | 9月16日（金） |
| オ 申請書類の受付 | 10月24日（月）午後5時15分まで |

カ 申請者によるプレゼンテーション	11月上旬予定
キ 選定委員会による選考	11月上旬予定
ク 指定管理者候補者の決定	11月中旬予定
ケ 指定管理者の指定	12月下旬予定
コ 協定書の締結	平成29年3月予定
サ 指定管理者による業務開始	平成29年4月1日

(3) 申請スケジュールの具体的内容

ア 募集要項の配布

(高知県県民生活・男女共同参画課のホームページからダウンロードできます。)

- ① 期間 平成28年9月9日(金)から10月24日(月)まで
(土・日・祝日は除く。)
- ② 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 場所 高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

イ 募集要項等に関する質問の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 期間 平成28年9月9日(金)から10月17日(月)午後5時15分まで
- ② 方法 質問票(様式第6号)に記入のうえ、持参、郵送、電子メール、FAX等で高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課までお寄せください。
なお、届いているかどうかの確認を電話により必ず行ってください。

ウ 質問に対する回答

県のホームページに随時掲載します。

エ 現地説明会

- ① 日 時 平成28年9月16日(金)午後1時30分開始
- ② 場 所 高知市旭町3丁目115番地(電話 088-873-9100)
ソーレ「3階講習室」
- ③ 内 容 施設見学及び募集要項、業務仕様書等の説明
- ④ 申込方法 参加を希望する方は9月15日(木)午後5時15分までに申込書(様式第7号)により申込んでください。持参、郵送、電子メール、FAX等いずれでも可。

(出席者は、1団体5名までとします。)

※ 現地説明会の参加の有無が指定管理者の応募資格及び選定に影響を与えることはありません。

※ 申込書は、高知県県民生活・男女共同参画課のホームページからダウンロードできます。

V 指定管理者の審査及び選定

1 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、「こうち男女共同参画センター指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を設置します。

選定委員会の審査、意見を受けて高知県が指定管理候補者を決定し、議会の議決を経て指定します。

(1) 審査方法

- ア 応募者から提出された申請書類について、書類審査を行います。
- イ 申請者によるプレゼンテーションを行います。時間、場所は、後日連絡します。
- ウ プレゼンテーションの後、選定委員会による審査を行います。

(2) 提案内容の評価

審査においては、次表の評価項目と配点により評価をします。

評 価 項 目	配 点
1 設置目的の確実な実施に関する事項	10点
2 施設の平等利用の確保に関する事項	10点
3 施設の有効利用と事業の効果に関する事項	35点
4 業務を安定して行う物的・人的能力に関する事項	20点
5 管理代行料に関する事項	25点

なお、具体的な評価項目は、別紙1のとおりです。

- (3) 最も高い合計得点を獲得した申請者が2者以上ある時は、選定委員会で第1順位及び第2順位の候補者を選定します。

2 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 本件の関係者に対し不当な接触等が認められたとき
- (6) その他、本要項に定める基準等を満たしていない場合、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められるもの

3 選定結果のお知らせ

申請者全員に、11月中旬（予定）に文書にてお知らせします。

VI 指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定と協定書の締結

選定の結果、最も優秀な提案を行った申請者に対し、知事は管理運営にあたっての細目を協議します。

指定管理候補者は、平成28年12月高知県議会定例会の議決を経て指定管理者に指定されます。指定がなされた後、県と管理運営に関する協定を締結します。

2 協定の内容

- ・ 指定管理者が行う業務の内容について
- ・ 指定期間について

- ・ 利用の許可及び利用料金について
- ・ 管理運営費（委託料）について
- ・ 指定管理者の法令等の遵守義務について
- ・ 施設の修繕、備品の管理等について
- ・ 事業計画書の提出について
- ・ 事業報告書の提出について
- ・ 事業評価について
- ・ 個人情報の保護と情報公開について
- ・ 指定管理者の指定取消及び管理業務の停止について
- ・ その他知事が必要と認める事項について

3 管理に関する責任分担

協定締結にあたり、県が想定する主な責任分担の方針は、別紙2の「リスク分担表」のとおりです。これらの事項は、帰責事由の所在が不明確になりやすい項目について、その基本的な考え方を示したものです。

VII 業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消をすることができるものとします。その場合は、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの業務を遂行できるよう、引継を行うものとします。

2 当事者の責めに帰すべき事由によらない場合

災害その他の不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否等について協議するものとします。事業の継続ができない場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの業務を遂行できるよう、引継を行うものとします。

VIII その他

1 問い合わせ先及び各種書類の提出先

高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20(県庁5階)

電話 088-823-9651

ファックス 088-823-9879

メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp

別紙 1

こうち男女共同参画センター指定管理者選定基準

評価項目	具体的な評価項目
I 設置目的の確実な実施に関する事項 (配点 10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の基本方針が、施設の設置目的や県の方針に一致しているか ・管理運営のコンセプトとして、利用者の安全確保の視点や独自性、斬新さがあるか ・職員の雇用や業務の委託、物品の調達等において、県内からの雇用や県内業者への配慮があるか など
II 施設の平等利用の確保に関する事項 (配点 10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用許可及び利用料金に関する取組みは、住民の公平な利用が確保されるものであるか ・事業等の内容に偏りがなく、住民の公平な利用が確保されるものであるか など
III 施設の有効利用と事業の効果に関する事項 (配点 35点)	<ul style="list-style-type: none"> ・開館日、利用時間等が、利用者の利便を配慮したものとなっているか ・事業の取組みや目的、内容が適切なものであるか ・県民との協働を意識した取組みとなっているか ・利用者の意見を反映する仕組みとなっているか ・利用者の拡大とサービスの向上に結びついた提案となっているか ・運営全般について、これまでにない新しい視点が盛り込まれているか ・その他、施設の効用を発揮するための魅力的な提案がなされているか など
IV 業務を安定して行う物的・人的能力に関する事項 (配点 20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に必要な組織及び人員が配置されているか ・運営に必要な又は望ましい専門性を有する職員等が適切に配置されているか ・管理責任者に適切な人材が確保されているか ・職員の指導育成、研修体制は十分か ・事故の防止策をはじめ危機管理対策は十分か ・利用者からの苦情等に対する対応策は適切か ・個人情報の保護や情報公開について、十分な配慮がなされているか ・収支計画についての実現可能性は十分か ・同種施設の運営や同様の事業を実施し、申請者が事業の実績とノウハウを有しているか ・申請者の財務状況は良好か など
V 管理代行料に関する事項 (配点 25点)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間5年間の管理代行料の金額

リスク分担表

種類	内 容	負 担 者	
		県	指定管 理 者
物価変動	人件費、物品等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民への 対応	地域との協調		○
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		○
	上記以外	○	
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
行政的理由による事 業変更	行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた 場合、又は指定管理業務の内容の変更を余儀なくされた場合の 経費及びその後の当該事情による経費の変更	協議により定める	
不可抗力	不可抗力（台風、豪雨、洪水、地震、火災、その他県又は指定 管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な原因） に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	協議により定める	
書類の誤り	県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類の内容の誤りによるもの		○
資金調達	県から指定管理者への支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者から業者への支払い遅延によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないも の等（50万円未満の小規模なもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないも の等（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
施設利用者への損害	指定管理者の責に帰すべき理由により利用者に損害を与えた 場合		○
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことによる損害を与えた場 合		○
	上記以外の理由による損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業 務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○